

# 中世初期アルデンヌ高原領主制の 一面：スタヴロ・マルメディ修道院 土地取引文書解読のために

丹 下 栄

## はじめに

西欧中世初期の農村史を再検討する作業は、所領明細帳の研究をひとつの中核として着実に進んでいる<sup>(1)</sup>。史料の詳細な分析は、中世初期農村を舞台とした経済活動のありさまを具体的に浮びあがらせるとともに、この史料そのものの性格にかかわるさまざまな問題点をつぎつぎに提示してきた。そのなかでもとくに注目すべきは、歴史研究にあたって用いる素材がいかなる史料類型に属しているのか、そしてその史料が内包する情報がどんな質を持ち、現実世界にどの方向から照明をあてているのかを検証することの重要性を明らかにした点であろう。さらに一步進んで、史料に個有な現実への関心の方向を規定する要因をさぐり、記録の作成にあたって特定の史料類型、特定の記載様式を当事者に選ばせるに至った社会構造を解明しようとする試みもはじまっている<sup>(2)</sup>。

こうした視点の有効性は、所領明細帳以外の史料類型、とくに土地取引文書系統の史料を研究するにあたっても、十分に発揮されると思われる。文書類に現れる土地の描写が、所領明細帳のそれに較べればきわめて一面的で定式化され、土地財産の景観や経済活動の様相を十分に伝えていない場合が多いのは否定できない。このことは、今までともすれば弱点としてのみとらえられがちであった。しかし見かたを変えて、記述の限定性、定式性に着目するならば、土地財産のありさまのどの側面を重点的に記録し

ているか、その文言は定式にどの程度の忠実さを示しているか等々を検討するなかから、人間の土地財産に対する関心のありかた、ひいてはその背後にある社会構造をも垣間見ることが期待できるのである。

この稿は、こうした見通しのもとに、スタヴロ・マルメディ修道院の文書集に収められた土地取引文書を素材として、7世紀半ばから10世紀末までのアルデンヌ高原という時間的、空間的枠組のなかで、領主制、そして在地組織の構造と実態を読みとることをめざしている。ここではとくに、記載様式や記述の眼目が時期を追って変化していくさまに着目し、土地取引文書の証言が中世初期農村史の研究に対して、今後どのような寄与をなしうるかをはかる一助にしたいと思う。

### 1. 史料の概観

スタヴロ・マルメディ修道院は7世紀の半ば、聖レマクルスによって創建された。スタヴロ、マルメディをそれぞれ根拠とした2つの修道士団を1人の修道院長が統轄するこの修道院は、中世初期の史料を多数遺していることでも知られ、それを用いた研究も枚挙にいとまがない<sup>(8)</sup>。

J.アルカンとC.G.ローランが校訂した『スタヴロ・マルメディ修道院文書集成』<sup>(9)</sup>収録の文書のうち、紀元千年以前のものはおよそ90通、そのなかで土地取引にかかる文書は53通を算える。この53通という数字は、やはり同じアルデンヌ高原に本拠を置くサン・テュベール修道院が10世紀末までの土地取引文書をわずか2通しか遺していないのに較べて、史料の残存に関しては、殆んど破格の豊富さを示している。しかしそれはすべて13世紀のカルチュレールに収録されて伝來したもので、原本が残っているものは1通もない<sup>(10)</sup>。これらの文書が記録する土地取引の内容は、自由寄進16件、用益権留保つき寄進（用益権の一時的譲与もここに含めた）22件、土地交換8件、そして修道院を当事者としない土地取引が7件となっている<sup>(11)</sup>。

修道院を当事者としない土地取引文書がカルチュレールに収録されるようになつたいきさつは明らかではない。土地の譲与にあたって、受領者の死後、土地を修道院に遺贈することを条件とした文書が1通(HR, N° 52)あるものの、それをただちに一般化することはできない。しかし、こうした文書も、土地取引が行われた時点での土地景観や、当事者の関心のありかたを検討する素材としては、修道院を一方の当事者としたものと同じ資格を持つと考えてよからう。

53通の土地取引文書が言及する地名は、附属地を含め96を算える。その殆んどは、ジヴェからナミュールに至るムーズ河によって西方を、現在のベルギー、西ドイツの国境に相当する線によって東方を区切られた領域、そしてライン、モーゼル河沿岸に所在する。この範囲は、9～10世紀に作成された一連の所領確認文書(HR, N°s 25, 34-6, 70)が記載する土地や教会のひろがりともほぼ一致し、ライン、モーゼル河沿岸は別として、プリュム、ロップ両修道院の所領が展開する領域のちょうど中間地帯をなす、スタヴロ・マルメディ空間とでも呼ぶべき、ひとつのまとまりを形成しているといえる。修道院にかかる土地取引がこの領域に集中していること自体が、空間的まとまりの表徴にほかならない。

しかしながら、複数の土地取引文書に言及が見られる定住地は、20にも満たない。土地取引文書と所領確認文書の双方に記載される場所もいくらくはあるものの、大半はただ1回、1通の土地取引文書に現れるばかりである。したがって、ひとつの定住地に視座をすえ、その土地と修道院とのかかわりを通時に考察する作業は、限られた場所以外では殆んど不可能と言わねばならない。しかし取引文書を全体として見わたしたとき、それが記録する取引の内容が時期によって、かなり明確に色分けされていることが認められるのである。

(1)、修道院の創建から9世紀末まで。創建時に行われた修道院の周囲12マイル領域の一括寄進を含め、自由寄進の比率が高く、用益権留保つき寄進は比重が小さい。

(2), 10世紀前半。用益権留保つき寄進が多数現れる。そのなかでも中心を占めるのは、寄進された土地をそのままプレカリアとして旧所有者に賦与するのではなく、別の土地をも加えてプレカリアとする形態である。そして自由寄進は1件しか見ることができない。

(3), 10世紀後半。用益権留保つき寄進が減少し、土地交換の比重が高まる。また自由寄進も再び目につくようになる。

こうした時期的区分は、他の視点からなされた区分ともほぼ一致している。たとえば、修道院が遺した私文書を文書形式学の観点から分析したG. デスピィは、900年前後、940年前後の2つの時期に文書の形式が大きく変化したことを指摘した<sup>(6)</sup>。また、文書における土地の描写も、ほぼこの時期区分に対応した変化を示している。こうしてみると、土地取引の中心的形態の変化、文書形式や記載様式の変化は、修道院の領主制のありかた、さらにそれをとりまく社会構造の変化と結びついているとの想像も不可能ではない。この問題には後でたちかえることにして、以下章をあらためて、文書の文言から土地財産の具体的様相を読みとることを試みる。

## 2. 土地の景観

この稿で扱う土地取引文書では、取引の対象となるべき土地財産を描写するのに、3つの様式を用いることが多い。第1は土地財産の構成要素を、数値などは一切示さずに列挙するやりかたである。以下この方式を列挙表記と呼ぶ。第2は土地財産がどのようなものと境界を接しているかを記録するいわゆる四至表記で、河川、道路、他者の所有地などによって、当該の土地の四至が確定されることになる。そして第3は、所領明細帳における領主直領地の記述と同様に、それぞれの構成要素を面積など具体的な数値をあげて記載する方式である。ここでは仮に、数値表示と呼ぶことにする。これら3つの様式の間には、全体としてはそれぞれ相互排除的な関係が認められる。しかし1通の文書が列挙表記と四至表記とを併用したり、

列挙表記と数値表記とが混合して、列挙された構成要素の一部に具体的な数値が与えられている例も皆無ではない。また一方では、土地について地名以外の情報を全く含まない文書も散見される。

修道院がスタヴロとマルメディを本拠として創建された7世紀半ば以降、8世紀半ばにかけての約100年間に、修道院は当時官宰職にあったカロリング家からGermigny (HR, №3), Leignon (HR, №17), および Lierneux (HR, №18) の土地財産を寄進されている。これらの寄進を記録する文書は3通とも、当該の土地のほかに附属地として近隣の定住地を列挙している。このことからも、かなりの規模の寄進が行われたこと、Germignyなど3箇所の土地が在地構造のなかで中心的な役割をはたしていたことを想定することができる。事実、Leignon, Lierneux の2定住地は9世紀の所領確認文書(HR, №34-6), 12世紀半ばに作成された一連の土地財産リスト(HR, №150-4)でも言及され、修道院の領主制のなかで重要な意味を持っていたことをうかがわせる。Germigny も HR, №34-6 には現われないものの、15世紀前半にサン・レミ修道院に売却されるまで、スタヴロ・マルメディ修道院の文書にくり返し登場し、その重要性を印象づけている<sup>60</sup>。

ここで HR, №17 に注目しなくてはならない。この文書によれば、Leignon の他、Wellin の土地も修道院に寄進され、後者は、修道院長とその子が存命中用益権を留保することになっていた。そして Leignon には10箇所、Wellin には5箇所の定住地が附属地として記載されているが、そのなかで Reux は Leignon, Wellin 両者の附属地とされている。おそらく Leignon を中心としてその附属地をも含む所領管理機構と並んで、それとは別に Wellin を中心とするものがあり、たまたま Reux にある土地の一部は前者に、別の一部は後者に属していたのであろう。900年ごろに作成された偽文書<sup>61</sup>に領主直領地と教会、62マンスを持つと記録された Wellin は、同じく 32マンスを持つ Leignon, 46 マンスを持つ Lierneux とともに、少なくともその規模においては所領管理機構の拠点として不足はないと言えよう。Germigny における土地財産の規模を直接示す文言は、史料のなかに見出

すことができない。しかし耕地や屋敷地ばかりではなく、水車や葡萄畠を含んだこの土地は、所領として機能するに十分な設備を備えているように思われる。さらに保有民の存在もまた、この地点がかなり発達した領主制の場となっていたことを暗示している。

所領と呼べるだけの規模とまとまりを示している土地財産が一括して取引の対象となる例は、しかしそれほど多くはない。発達した領主制の成立を最も明らかに表現しているのは927年に作られたプレカリア証書である(HR, N°57)。Maingaudusなる人物は妻子とともにEsch-sur-Sûrにある修道院の土地財産をプレカリアとして保有する代償に、Bivers所在の所有地を修道院に遺贈することを約束した。このBiversの土地を、文書は列挙表記と数値表示とを併用して描写している。それによれば、ここには領主直領地の他にマンスが11あり、前者には礼拝堂、4筆に分れ100ミュイの種を播くことのできる耕地、乾草を荷車に60台分収穫できる採草地、餌が十分にあれば豚200頭が放牧可能な森林を備えていた。さらにマンキピアと呼ばれる従属民が73人住んでいたという。またMaingaudus一家がプレカリアとして保有することになるEsch-sur-Sûrの土地は12マンスを備え、ファミリアと記載された領民を146人居住させていた。この2つの土地財産は、規模の点ではほぼひとしく、少なくとも単なる土地の一片という水準を遙かに超えている。しかし土地を描写する文言は、Biversにおいてより高度の領主制が成立していたという印象を与える。そしてファミリアがマンキピアとほぼ同一の存在であるとすれば、ほぼ同一の所領規模ながら2倍の数の従属民を抱えるEsch-sur-Sûrは、直接耕作者の自立化、保有民の成熟という点で一步をゆずると言わねばならないだろう。

この他、915年のプレカリア証書(HR, N°53)が真正なものだとすれば、<sup>10</sup> Auwに修道院が所有していた土地も、領主直領地と29マンスという二元的構成、水車、ビール醸造場の設備、マンキピア360人の居住といった文言から一箇の所領として機能していたと考えることができる。

しかしながら土地取引の対象となっている土地財産の大部分は、広くて

も数マンス程度のものである。四至表記によって描写されている土地の殆んどはこの範疇に入るであろう。例えば933～6年のプレカリア証書(HR, N°63)に現れるVilleの土地は30ペルシュの耕地と3ペルシュの採草地から成り、Wellin教区内のHalmaに所在する土地は、926年のプレカリア証書(HR, N°56)と、その更新である10世紀半ばの文書(HR, N°69)において33ボニエと記載されている。とくにこうした土地の各辺が他者の所有地と接している場合には、定住地の全域を履うような規模の土地財産が取引されたのではないことは確実である。

列挙表記を持った文書においては土地財産の大小に関連して、以下のような興味ぶかい現象が認められる。列挙表記による描写があり、同時に面積やマンス数の表示によって、土地財産の規模を確定できるものを見ると、構成要素の列挙にマンキピアが含まれない土地は狭小、逆にマンキピアが挙げられているのは大規模な土地という対応関係が成立している。すなわち、895年の土地寄進状(HR, N°45)に現れるHamoirは1マンス、9ボニエ、922年のプレカリア証書(HR, N°55)によって修道院に帰属したMoircyの土地は1マンス(mansus fiscales), その代償としてプレカリアとなつた同じくMoircyにある別の土地とRemagneの土地は両者あわせて3マンス、さらに930年ごろに作成された土地交換文書(HR, N°58)に記されたLandrichampsの土地は、ファミリアが43人住んでいるものの規模は4マンスで、いずれも完全な所領からはほど遠いという印象をうける。一方、さきにあげたHR, N°57が描くのはまさに一箇の所領の名に値する土地であるが、Esch-sur-Sûr, Biversいずれの土地財産の構成要素にもマンキピアが含まれている。また、これもすでに述べたHR, N°52が記録するAuwも29マンス、マンキピア360人を擁している。この他、Leignon, Wellinの寄進を記録したHR, N°17はマンキピアの存在を明示しながら、土地の規模についてはなにも語っていないが、900年ごろに作られたとされる偽の所領確認文書(HR, N°35)に現れた両者は、いずれも大規模な所領としての姿を示している。

以上あげた事例ではすべて、列挙表記におけるマンキピアの有無と土地財産の大小とが対応している。それをただちに一般化して、文書がマンキピアの存在を記している土地すべてが広大な面積を持ち、発達した所領管理機構を備えていると判断することは大胆にすぎようが、紀元千年以前のアルデンヌ高原に大土地所有とならん中小の土地所有・経営も併存したこと、大土地所有においては所領の領主直領地と農民保有地との分割が見られる一方で、10世紀半ばまでかなり多数の奴隸的非自由人が存在したと想定することは可能と思われる。

### 3. 土地描写の変遷

前章に見たように、土地景観に関して個々の土地取引文書から引きだせる情報は、きわめて限られたものである。史料は取引の対象となった土地にかかわる情報のごく一部にしか関心を示さず、はなはだしい場合には地名以外のすべてについて沈黙しているのである。しかしこうした関心の狭さは、それが狭いだけにかえって、文書作成の背後にある社会構造を挿雜物なしに反映しているとも言えるのである。

こうした問題に關してきわめて興味ぶかい視点を提示しているのが、第1章でもふれたデスピィの論文、「中世初期におけるスタヴロ修道院の私文書（748—991年）」<sup>44</sup>である。私人と修道院との土地取引を記録した文書の形式が修道院内外の状況に応じて変化していったさまを、彼は次のようにあとづけている<sup>45</sup>。

修道院文書集に私文書が初めて現れる8世紀半ばから9世紀末まで、土地取引にかかわる私文書はいずれも、メロヴィング、カロリング両期に流布していた書式範例集に全面的に依拠して書かれていた。あらゆる私文書は、記録する内容が自由寄進のような一方的行為の場合も、用益権留保つき寄進や土地交換のような双務的行為の場合も、当事者の一方（多くは寄進者、あるいはプレカリアの受領者）が一人称で自己の行為を語るかたち

をとる、いわゆる *forme subjective* の形をとっていたのである。

ところがそれに続くほぼ900年から940年ごろの時期、文書形式の混乱期が出来する。ひとつの文書のなかで同一の人物が一人称で語ったり二人称や三人称で述べられたりする *charte mixte*、土地交換の当事者双方が三人称で叙述される *forme objective* の出現は、デスピィによれば伯文書の影響に他ならず、それはこの時期が俗人修道院長の時代であったことと密接に関係しているという。

そして940年以降、修道士の選挙によって修道院長が選任される方式が確立する時期は、私文書の混乱が終息する時期でもある。プレカリア証書については、プレカリア受領者が一人称で語る形をとりながらも、以前とは異った様式のアレンガを持つ形式が確立し、土地交換文書も新しい書式で作成されるようになった。こうして10世紀半ば、私文書の形式は再び安定を回復し、それは10世紀末まで続く、というのである。

この論文ではデスピィの関心はもっぱら文書の形式的側面に集中しているが、ここに示された時期的区分は、それぞれの文書における土地描写のありかたの変化にもほぼ妥当していると思われる。そして文書の書式的部分の変化をうながした社会的要因は、ディスピジティオ部分における土地描写にもなんらかの作用を及ぼしたはずである。

修道院にかかる個別的な土地取引文書の系列は、宮宰グリモアルドゥスによる Germigny 他の寄進を記した 7 世紀半ばの文書 (HR, N° 3) から始まる。この文書にはすでに、列挙表記を見ることができる。そして四至表記は、Remagen にある葡萄畠の寄進を記録した 751 年作成の文書 (HR, N° 20) に不完全な形ながら現れ、770~9 年の作成にかかる 2 通の文書 (HR, N° 22~3) に発達した形を見せる。これら 2 つの描写方式は混合させないことが原則だったようと思われる。9 世紀末までの時点で、例外的にひとつの土地に関し列挙表記と四至表記を併用した 2 通の文書 (HR, N° 27, 45) も、列挙表記は不完全な形にとどまっている。

10世紀以降と対比して、この時期の特徴と思えるのは、土地に住む人間

への関心の低さ、ないしは欠如である。ただ1通の例外をのぞき、人についての記述は列挙表記のなかに土地の附属物としてマンキピアが現れる場合にだけ、文書に見出すことができる。そして四至表記によって土地を描写した文書は、人については完全に沈黙している。結局のところ、修道院の創設から9世紀末までのおよそ250年間で、土地に居住する人間の姿を現実に即して記載しようとした文書は、692年にクローヴィス3世が発給した文書(HR, N°12)以外には見あたらない。チルデリックと修道院との間で行われた土地交換を確認したこの文書は、交換された土地のそれぞれに住み、耕作に従事している homines を個人名をあげて記載し、さらに一部の人間については子供がいることまで明記している。この文書における人についての描写は、情報の具体性という点では、すでに最高の水準に達しているが、しかし9世紀末までの時点では、こうした描写は例外にとどまる。土地に住む人間の個人名を記載した文書がいくつも出現するのは、10世紀初めを待たねばならない。

デスピィが文書形式の混乱期と評した<sup>10</sup>10世紀前半は、土地描写のありかたの点でも、特異な様相を示している。そのひとつのあらわれが数値表示である。数値表示は、HR, N°43に10世紀をさきどりするように初出する。この様式を採用する文書は8通にすぎない(HR, N°43, 46, 53, 54, 56, 57, 63, 64)が、しかし数は少ないとはいえ、10世紀前半に集中して現れたことの意味は、過小評価してはならないであろう。数値表示の特徴は単に土地全体の面積を示すのではなく、耕地、森林、採草地に区分したうえでそれぞれの規模を表示するのを原則としていること、また表示にあたって、たとえば森林の規模を放牧可能な豚の頭数で表すように、土地の生産性、実用的価値を考えに入れようとしていること、の2点である。その背後には、土地財産を収入確保のための手段として把え、領主が土地経営に積極的にかかわっていこうとする指向の高まりがあったように思われる。修道士団と俗人修道院長との土地財産をめぐる緊張もまた、それと無関係<sup>11</sup>ではないであろう。

文書の描写様式は、10世紀前半にもうひとつ重要な変化を示す。それは列挙表記からは独立した形で人についての具体的な記述がなされるようになったことである。7世紀末以来絶えていた従属民の個人名の列挙は、911年を作成された土地交換文書(HR, N°51)に再び現れる。マンキピア, ファミリア等と記された従属民の個人名を記載した文書11通(HR, N°12, 51, 54, 61, 63, 64, 66, 67, 68, 76, 80)のうち、1通の例外を除いたほかはすべては10世紀に集中している。またこの時期、個人名を列挙しない場合でも、文書はその土地に住むマンキピアやファミリアの人数を表示する例が多くなってくる。こうした人についての記述は、個人名を列挙するとなしにかかわらず、列挙表記と併用されている場合でもそれとの関連は殆んど配慮されていない。周到な列挙表記を持ちながら、いわば屋上屋を重ねるようにして数値表示を行い、さらにマンキピア, ファミリアの人数を記載している HR, N°57 は、10世紀以降の文書にしばしば現れる人についての記録が、列挙表記とは別の原理に由来していることを暗示するものである。この点で900年以降の文書は、人間をも、あくまで土地財産の一構成要素として列挙しようとする9世紀末までのそれと、鋭い対照を示していると言えよう。この対照のなかに、耕地、採算地などの生産設備と労働力たる人間とを別箇の概念でとらえようとする指向の成立を見ることも、あながち不当ではあるまい。個人名を列挙した文書の多くが土地の景観を全く描写せず、たとえ土地についての情報を含んでいる場合でも、それがきわめてわずかなもの、こうした事情と結びついていると思われる。

10世紀後半の土地取引文書は、土地財産の現況を具体的に描写しようとする指向を大幅に弱めたという印象をうける。記録の中心にあるのはマンス数の表示で、四至表記がそれを補強するように用いられている。930年以降、生産設備への言及は、列挙表記の形でも数値表示の形でも稀になり、マンスという語のなかに溶かしきまれるに至った。こうして、デスピィが新しい文書形式の成立期とした<sup>64</sup>10世紀後半に、土地描写についてもまた、新しい様式が確立したのである。

以上見てきたように、土地を描写する方式の変化する時期は、文書形式のそれとほぼ一致し、どちらも、伝統に則った安定、混乱、新しい様式の成立という道すじを辿ったことになる。こうした流れのなかで、文書の示す関心の方向、描写のありかたに関しては、以下のような指摘が可能であろう。

まず土地に居住する人間を記録しようとする指向の成立。それはやはり、直接耕作者の自立化傾向のなかで従属民の把握ないしは支配、J.P.ドヴロワの語<sup>10</sup>を借りれば社会の統轄 *contrôle social* が、領主層にとって重要な問題となってきたことと結びついていよう。土地取引文書が言及するマンキピア、ファミリアがどの程度の自立性を持っていたかを確定することは非常に困難で、時期や場所によってもさまざまに変化していたと予想されるが、史料から証言を引きだすことは不可能ではない。930-1年の土地交換文書(HR, N°58)が記録するFoischesの例では、ここにファミリアが22人住み、8ソリドゥスと羊9頭を1年交代で貢納している。また、ほぼ同じころに作成された文書(HR, N°59)がXhorisに住む農民の賦役を1週につき1日減らすと規定しているのも、参考にすることはできよう。土地取引文書が個人名を記録し、あるいは人数を記録したマンキピアやファミリアはすでに奴隸的非自由人の域にとどまつてはいなかった、少なくともその一部は自立化への傾斜をますます強めていたと考えることは差支えないであろう。

もうひとつ、マンス制度の持続。マンスの意味は多種多用で、その起源や性格についての論争も、いまだ結着はついていない<sup>11</sup>。しかし修道院の土地取引文書では、マンスという語の示しているのは、現実に存在する土地の一片であると同時に、抽象概念としての農民経営の単位でもあるという両面性をつねに持っていたように思われる。時として現れる面積の表示は、マンスの規模が實際にはかなりのばらつきを持っていたことを示している。しかし文書の大多数はあくまでその差異を捨象し、マンスの数のみによって土地財産の規模を記録しつづけているのである。

こうしたマンスの記述は、例えばサン・ベルタン修道院の所領明細帳<sup>68</sup>の記録するマンスの均質性と一脈通じるものを感じさせる。所領明細帳と土地取引文書とは、史料類型という点では大きくへだたっているが、もしこうした考えが誤りでないとすれば、スタヴロ・マルメディ修道院の土地取引文書が記すマンスもまた、自立化しつつある直接耕作者を把握する装置という性格を持ち、それ自体マンキピアやファミリアの自立化を間接的に証言しているということになる。しかしそれを史料的に実証することは現況では不可能と言わねばならない。

### おわりに

上に述べた土地取引文書の検討から、きわめて断片的にではあるが、中世初期におけるスタヴロ・マルメディ修道院の領主制のありかた、それが展開するアルデンヌ高原の社会構造の様相が浮びあがってくる。そのなかの重要と思える点を、2つほど指摘して結びに代えることとしたい。

(1)、修道院所領の二重構造。修道院の領地は、必ずしも全部が定住地全域を履う広さと整った所領管理機構を備えていたわけではない。定住地のなかの数マンスを、他の領主の土地に隣りあわせて持つ場合が数としてはむしろ多かった。ただし、こうした小領地も、なんらかの積極的な存在意義を持っていた場合が少なくないと思われる。Remagen の葡萄畠のように、特化した経済活動を行っていた土地財産は、その一例である。また、小領地が在地的なネットワークの一端を担っていたり、それを拠点として定住地全体に影響力を及ぼす役目を担っていたことも考えられる。例えば、Leignon の寄進(HR, N°17)は、こうしたネットワークもまた修道院に帰属させ、所領のいわば骨格を作るはたらきをしたように思われる。

(2)、中小土地所有=経営の存続と直接耕作者の自立化傾向。10世紀に多数行われる用益権留保つき寄進の客体となった土地財産には、独自の経営が可能なだけの規模と設備を備えたものも多数含まれていた。そして旧所

有者は、今度はプレカリア保持者として、自己の経営を続けることになる。そして修道院がしばしば寄進された土地にさらに別の土地をつけ加えてプレカリアとして保有させた背景には、狭小な地片で、所領管理政策上も格別の意味がない土地はプレカリアとして間接的に統轄した方が有利という判断があったとも想像できる。いずれにしても、修道院による直接経営がアルデンヌ高原をくまなく履いつくすことはなかった。

しかし、ひるがえって寄進者の側を考えると、用益権留保つき寄進が続出したのも、直接耕作者の自立化と無関係ではないだろう。その点で注目すべきものは、すでに何度かふれた HR, N°57である。ここで Maingaudus は高度な領主制が機能していたと思われる土地を手ばなすことを約し、規模はほぼ同じながら、領主制はやや未発達な土地をうけとっている。これは、中小土地所有者＝経営者にとって、自立化傾向を強めていく直接耕作者を自力で統轄することがいよいよ困難となり、そこでより自立度の低い従属民の住む土地で自己の経営を続けようとしたという事情をものがたっているのでもあろうか。

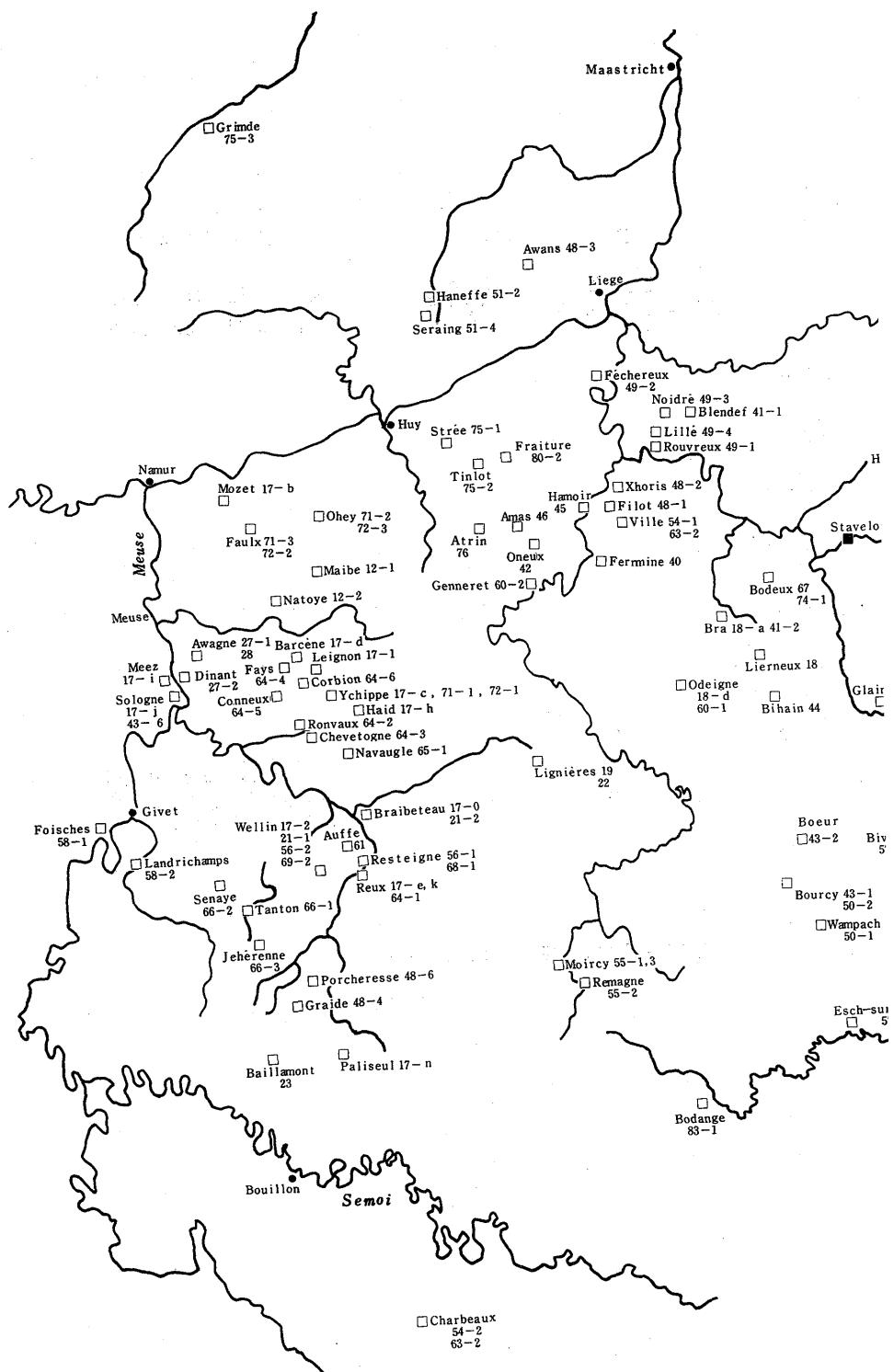
以上を総合して、スタヴロ・マルメディ修道院の土地取引文書に10世紀以降はっきりと認められる人間への関心とマンスの重視から、社会構造の変動に直面した修道院の対応策の、少なくとも一面を読みとることができたように思う。そして、文書にしばしば現れる定式化された文言も、場合によってはその月並さのゆえに、かえって同時代の社会的一面を明確に反映している可能性があることも承認してよかろう。この稿で指摘したことからは、いずれも仮説にすぎず、史料へのさらに多方面からの接近によって吟味することが不可欠である。それは今後の課題である。本稿はとりあえずの中間報告で満足しなくてはならない。

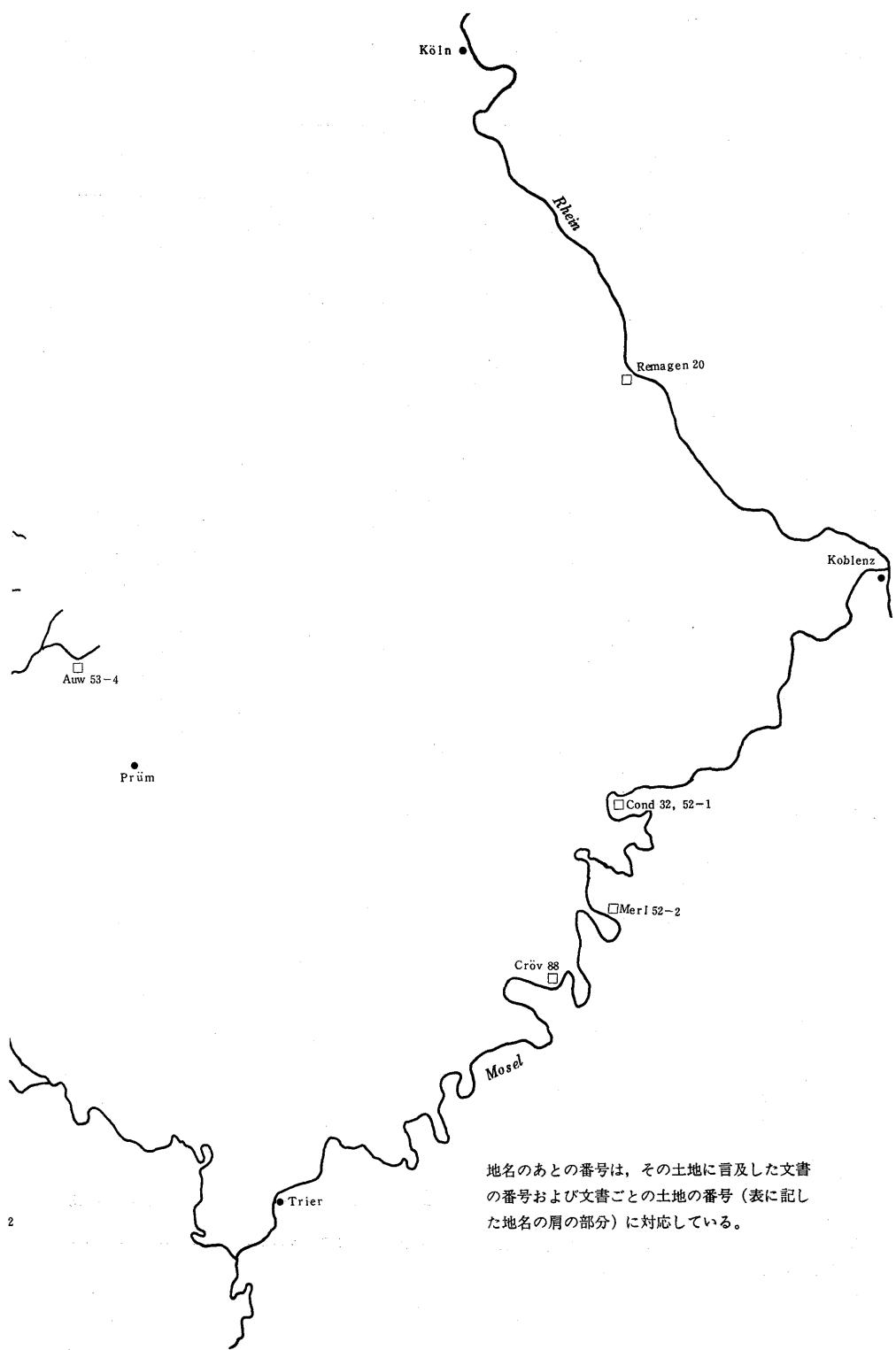
- (1) 最近の成果として, A. Verhulst (éd.), *Le grand domaine aux époques mérovingienne et carolingienne. Actes du colloque international, Gand, 8-10 septembre 1983*, Gent, 1985 所収の諸論文を参照。
- (2) J. P. Devroey, Pour une typologie des formes domaniales en Belgique romane au haut moyen âge, in *La Belgique rurale du moyen âge, à nos jours, Mélanges offerts à J. J. Hoebaux*, Bruxelles, 1985, 29-45; Id, Les premiers polyptyques rémois, VII<sup>e</sup>-IX<sup>e</sup> siècles, in Verhulst (éd.), *op. cit.* はその一例である。
- (3) 総合的な研究としては F. Baix, *Etude sur l'abbaye et Principauté de Stavelot-Malmédy*, Raris-Charlerois, 1924 がある。また個別所領の研究は、註(6)を参照。
- (4) J. Halkin, C. G. Roland (éds.), *Recueil des chartes de l'abbaye de Stavelot-Malmédy*, t. 1, Bruxells, 1909. 以下HRと略記し、引用史料は校訂者が与えた番号で示す。
- (5) HR, XLIV-LVII
- (6) 自由寄進のなかには、寄進の代償にミサを行うよう求めたものが 1 件含まれる (HR, №47)。これは厳密には完全、無条件の寄進とは言えないが、土地所有権そのものは完全に移動し、これに連動した土地の異動もいたため、ここでは自由寄進に分類した。
- (7) その例としては S. Corsten, Der Hof der Abtei Stablo zu Villip, in *Bonner Geschichtsblätter*, Bd24, 1971, 38-47; Ph. Lejeune, Etude sur la villa et domaine de Glain(Bovigny) jusqu'au XI<sup>e</sup> siècle, in *Annales de l'Institut archéologique de Luxembourg Arlon*, t. 103-4 1972-3, 47-88; Roland, Les anciennes propriétés de l'abbaye de Stavelot-Malmédy dans Ardennes françaises, in *Revue historique ardennaise*, t 5. 1898, 53-77; M. van Rey, Der deutsche Fernbesitz der Klöster und Stifte der alten Diözese Lüttich, in *Annalen des historischen Vereins für den Niederrhein*, Heft 186, 1983, 19-80 がある。また H. Müller-Kehlen, *Die Ardennen in Frühmittelalter. Untersuchungen zum Köguisgut in einem Karolingischen Kernland*, Göttingen, 1973 にも旧王領地であった所領についての若干の考察がある。

- (8) G. Despy, *Les chartes privées de l'abbaye de Stavelot pendant le haut moyen âge(748-991)*, in *Le Moyen Age*, t62, 1956, 249-77.
- (9) B. Schwincköper, "Cum aquis aquarum decursibus". Zu den Pertinenzformeln der Herrscherkunden bis zur Zeit Ottos I., in *Festschrift für H. Beumann zum 65. Geburtstag*, Sigmaringen, 1977, 22-56を参照。
- (10) Roland, *Les anciennes propriétés*, 53-62 を参照。
- (11) HR, N°35。この文書についてはDespy, Note sur le "Portus" de Dinant aux IX<sup>e</sup> et X<sup>e</sup> siècles, in *Miscellanea Medievalia in memoriam J. F. Niermeyer*, Groningen, 1967, 61-9 を参照。
- (12) Lejeune, art. cit を参照。ただし彼が文書の真正さを疑う根拠のひとつである書式の乱れは、この時期の文書にはさほど珍しくはない。
- (13) 註(8)を参照。
- (14) 以下の記述は *ibid*, 254-73 による。
- (15) Despy, *Les chartes privées*, p.262-5を参照。
- (16) F. Baix, *op. cit.*, 77-121 を参照。
- (17) Despy, *Les chartes privées*, 265-73 を参照。
- (18) Devroey, Pour une typologie, 34-42.
- (19) さしあたり, D. Harlhy, The carolingian *mansus*, in *Economic History Review*, 1960, 79-89 を参照。
- (20) F. L. Ganshof(ed.), *Le polyptyque de l'abbaye de Saint-Bertin(844-859)*, *Edition critique et commentaire*, Paris, 1975, また Y. Morimoto, Problème autour du polyptyque de Saint-Bertin (844-859), in Verhulst (ed.), *op. cit.* を参照。

	取引の内容					土地描写の様式			
	自由寄進	用益権留保つき寄進	交換	修道院を当事者としない取引	計	列举表記	四至表記	数値表記	描写の欠如
7世紀	1			1	2	2			
8世紀	6	1			7	3	3		1
801～850	1	1		1	3	1	2		1
851～900	4	1	2	3	10	5	2	2	1
901～940		10	2	2	14	7	7	5	2
941～960	1	6	5		12	2	7	1	4
960 ～1000	3	2			5	1	2		2
計	16	23	9	7	53	1通の文書に複数の様式が現れる場合もあるため、合計数は一致しない。			

土地取引文書の内容、および描写様式





地名のあとに番号は、その土地に言及した文書の番号および文書ごとの土地の番号（表に記した地名の肩の部分）に対応している。

番号	年 代	当事者 (R) : 国王, (MD) : 宮 宰, (Ab) : 修道院長, (AL) : 俗人修道院長, SM : 修道院(修道士団)	地名	列挙表記		
				terrae	casae	edificia
3	650頃	Grimoaldus(MD) →SM	山	{ Germigny <sup>1</sup> Terron-sur-Aisne <sup>2</sup>		②
12	692	Childéric(R)↔SM (Clovis 3世による確認)	{ 山 ↑ 山 ↓	{ Maibe <sup>1</sup> Natoye <sup>2</sup>	{ ① [⑧]	
17	747	Carleman(MD)→SM	山	{ Leignon <sup>1</sup> Wellin <sup>2</sup>	{ ① ①	{ ② ②
18	747	Carleman(MD)→SM	山	Lierneux		
19	748	Albricus→SM	山	Lignières	①	
20	755	Odibertus→SM	山	Remagen		
21	751-68	Anglinus(Ab) →Severus	山 (一代かぎり)	{ St-Martin 教会 (Wellin 所在) <sup>1</sup> Braibeteau <sup>2</sup>	{ ⑤ ④ ③ ③ ②	
22	770-9	Angelramnus→SM, Ab	山	Lignières		
23	770-9	Albricus(Ab)→SM	山	Baillamont		
27	824	Oduinus→S, Ab	山	{ Awagne <sup>1</sup> Dinant <sup>2</sup>		
28	825	Martinus/Gammo ↔SM	{ 山 山 P	{ Awagne <sup>1</sup> 〃 <sup>2</sup>		
31	846	Charles le Chauve →Berengarius	山	地名不明(Yser 河畔)		
32	852	Willefridus→SM	山	教会 : Cond 所在		
39	878	SM↔Bernon (Châlons 司教) (Louis le jeune による 確認)	{ 山 ↑ 山 ↓	{ Udenheim <sup>1</sup> Tupheleiba <sup>2</sup>		②
40	880-1	Mannonus/Rothgarai ↔Ab	山 P*	Germinon <sup>3</sup>	②	③
				Fermine		

山: 修道院に帰属  
山: 他者に譲与  
山: 修道院を当事者とし  
ない取引  
P: プレカリア, ⇄ 交換  
※山Pは寄進をうけた土  
地がそのままプレカリ  
アとなつたことを示す

(番号は列挙の順番を示す)

	domus	mancipia	accolae	campi	agri	prata	pascua	silvae	mobiles el mnobiles	aquaee	aquarum decurrus	viae et inviae	cultes et incultes	existus et regressus	pecunia	その他の列挙
①	①	③	④	⑥	④	④	⑥	⑥	⑪	⑦	⑨	⑥	⑦	⑦	⑤	⑤vineae
②	②	②	③	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑧	⑨	⑨	⑩	⑨cultes]
②	①	①	⑥	④	⑦	②	③	④	⑪	⑫	⑬	⑦	⑧	⑧	⑩	⑩
②																
①	①	①	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑯arator
①	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑯	
①			④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑯	

(番号)	四至表記 ○は個人の所有地を示す			数値表示			
				耕地	森林	採草地	その他
3-1							
-2							
12-1							
-2							
17-1							
-2							
18							
19							
20 St-peter*	○						
21-1							
-2							
22 St-Maur*	○	○	○				
23 Paliseul Bièvre*	○	○	○	Naomé*			
27-1 St-Maur	St-Lambert	○	○				
-2 ○ 公道	橋			ムーズ河			
28-1							
-2							
31							60ボニエ
32							
39-1,2							
-3							
40							2ボニエ

N B	人について の記述	マンスについての 記述 m:種別の特定なし ml:解放民マンス mi:自由民マンス ms:非自由民マンス mf: mansus fis- cales
{ 旧王領地。附属地：水車 2 (Suirpe 河畔)，葡萄畠 (Beterio 所在)	[manc.] homines 3 homines 7+α	
{ 附属地： <sup>a</sup> Caldina, <sup>b</sup> Mozet, <sup>c</sup> Ychippe, <sup>d</sup> Barcène, <sup>e</sup> Reux, <sup>f</sup> Purnode, <sup>g</sup> Halma, <sup>h</sup> Haid, <sup>i</sup> Meez, <sup>j</sup> Sologne { 修道院長およびその子が存命中用益。附属地：Reux, <sup>k</sup> Oline(?) , Ferrière, Paliseul, <sup>l</sup> Braigeteau 旧王領地。附属地：Bra, Férot, <sup>a</sup> Unalia, <sup>b</sup> Odeigne	[manc.] [manc.]	
葡萄畠 4 筆。 *Köln 大司教領	[manc.] [manc.]	
*王領地		m : 1
城館，館物，礼拝堂あり *水車が附属		mi : 2, ms : 2
建物あり		m : 1 ½
Oduinus (叔父) が寄進したもの		m : 3
* 1 マンスをつけ加えてプレカリア賦与		

番号	年 代	当 事 者	取引の 内 容	地 名	列挙表記		
					terre	casae	edificia
41	882	Charles. le Gros(R) →SM	田	Blendef <sup>1</sup> 教会 : Bra所在 <sup>2</sup>			
42	885	Charles le Gros(R) →Theodonus	田	Oneux .....	⑧	②	
43	891	Ricarius ↔ SM	{ 田 ↑ 田 ↓ }	{ Bourcy <sup>1</sup> Boeur <sup>2</sup> Chéoux <sup>3</sup> 地名不明 <sup>4</sup> Harze <sup>5</sup> Sologne <sup>6</sup> }			
44	895	Zwentibold(R)→SM	田	Bihain .....	⑪	②	
45	895	Wesericus→Bertingus	田	{ Hamoir <sup>1</sup> 採草地(Filot, Hamoir 間に所在) <sup>2</sup> Amas .....	①		
46	896	Heligaudus →Ademodus	田	Amas .....			
47	896	Zwentibold(R)→SM	田	地名不明(Lierneux近辺)			
48	902	Reginarius↔SM (Louis l'Enfantによる確認)	{ 田 ↑ 田 ↓ }	{ Filot <sup>1</sup> Xhoris <sup>2</sup> Awans <sup>3</sup> Graide <sup>4</sup> Pandarias <sup>5</sup> Porcheresse <sup>6</sup> }			
49	905	Herefridus→SM	田 P	{ Rouveux <sup>1</sup> Féchreux <sup>2</sup> Noidré <sup>3</sup> Lillé <sup>4</sup> }			
50	907	Halduinus↔SM	{ 田 田 P }	Wampach <sup>1</sup> Bourcy <sup>2</sup>			
51	911	Halduinus↔ Reginnarius(AL)	{ 田 ↑ 田 ↓ }	{ Bois <sup>1</sup> Haneffe <sup>2</sup> Versines <sup>3</sup> Seraing <sup>4</sup> }			

(番号は列挙の順番を示す)



N B	人についての記述	マンスについての記述
		ml : 32, ms : 12
	manc.	m : 1
	manc.	mf : 12
		m : 7 sedilia sedilia
伯が王からベネフィキウムとして保有	[manc. fam.]	
seticus : 2, 水車あり		m : 1
採草地 2筆		
40スーで売却		
代価として私誦ミサ		
教会(無人マンスが附属)を除いて寄進	manc. 15名列挙 manc. 13名列挙	m : 12 m : 4

番号	年 代	当 事 者	取引の 内 容	地 名	列挙表			
					terre	casae	edificia	ad omnia
52	912	Charles le Simple → Fulradus(moine)	□	{ Cond <sup>1</sup> Merl <sup>2</sup>			①	
53	915	Gerardus ↔ Gislebertus(AL)	{ □ P □ P	{ Buchenburg <sup>1</sup> St-Vith <sup>2</sup> Glains <sup>3</sup> Auw <sup>4</sup>	{ ① ①	③	④	
54	915-23	Heribertus ↔ SM Gislebertus(AL)	□ P	{ Ville <sup>1</sup> Charbeaux <sup>2</sup>				
55	922	Guntbertus ↔ Gis- lebertis (AL)	{ □ P	{ Moircy <sup>1</sup> Remagne <sup>2</sup> Moircy <sup>3</sup>	{ ① ①			
56	926	Heibertus ↔ Giselbertus(AL)	{ □ P	{ Resteigne <sup>1</sup> Halma(Wellin教区内) <sup>2</sup>				
57	927	Maingaudus ↔ Giselbertus(AL)	{ □ P	{ Bivers <sup>1</sup> Esch-sur-Sûr <sup>2</sup>	{ ① ①	③	④	
58	930-1	Heribertus ↔ Gislebettus(AL) [924年の交換を確認]	{ □ P	{ Foisches <sup>1</sup> Landrichamps <sup>2</sup>				
60	c. 932	Albertus(伯) ↔ SM	{ □ P	{ Odeigne <sup>1</sup> Genneter <sup>2</sup>		①		
61	934	Emmo → Fredericus Wlbertus → Emmo	□	{ Auffe <sup>1</sup> " 2				
63	933-6	Heribertus ↔ Gisleber- tus(AL)	{ □ P □ P	{ Ville <sup>1</sup> Charbeaux <sup>2</sup>				
64	943	Odillardus ↔ SM	{ □ P	{ Reux <sup>1</sup> Ronvaux <sup>2</sup> Chevetogne <sup>3</sup> Fays <sup>4</sup> Conneux <sup>5</sup> Corbion <sup>6</sup>				
65	943	Rainulfus ↔ SM	{ □ ↓ □ ↓	{ Navaugle <sup>1</sup> Orgon <sup>2</sup>				

(番号は列挙の順番を示す)

(番号)	四至表記					数値表示			
						耕 地	森 林	採 草地	そ の 他
52-1 -2									
53-1 -2 -3 -4	Redebach川 Rebach川 ○	公道 Brunafa川 St-Remacle	公道 Harnebach ○	Urua河 公道 St-Alban					
54-1 -2	St-Remacle	○	○	公道	30ペルシユ	3ペルシユ	水車：2, ビール醸造場：2		
55-1 -2 -3									
56-1 -2	公道 Lesse川	St-Remacle ○	○	○		車3	9ボニエ 33ボニエ		
57-1 -2					4筆100 ミユイ	豚200 車60 車12			
58-1 -2	Givet	○	Chooz				水車：1		
60-1 -2	St-Marie	St-Peter							
61-1 -2	St-Marie	St-Lambert	St-Peter	St-Remacle			9ボニエ 1ボニエ		
63-1 -2	St-Remacle	○	○	公道		3ペルシユ 30ペルシユ 66ペルシユ	ビール醸造場：		
64-1 -2 -3 -4 -5 -6	Bocq川	Iwoine川				豚?頭		ビール醸造場：1	
65-1 65-2	St-Remacle	St-Lambert	Iwoine川	Vachux川					

N B	人についての記述	マンスについての 述記
curtes dominicas : 2 死後修道院に遺贈	manc.	
森林あり	manc. 180 manc. 360	m : 29
	manc. 16名列挙 manc.	m : 1
子の死後遺贈		mf : 1 m : 3
		m : ½ m : 1
礼拝堂あり。死後遺贈 sartis	manc. 73 fam. 1,46 [manc]	m : 11 m : 12
*隔年8s, 羊9頭納入	fam. : (22*) fam. : (43)	mf : 2 m : 4
教会あり	fam. fam.	
	manc. 2 名列挙 manc. 1 名列挙	m : ½
教会あり	manc. 16名列挙 manc. (32)	m : 1
waida	fam. : 6 名列挙 fam. : 12 名列挙	m : 2 m : 2 m : 1 m : 1 m : 1 m : 5
		m : 2 m : 4

番号	年 代	当 事 者	取引の 内 容	地 名	列挙表			
					terrae	casae	edifica	domus
66	943	Engo/Duoda↔SM	{ 口 口 P	Tanton <sup>1</sup> Senaye <sup>2</sup> Jehérenne <sup>3</sup>				
67	946	Reingeldus→SM	口	Bodeux				
68	947	Everardus↔SM	{ 口 P	Resteigne <sup>1</sup> Hillei <sup>2</sup>				
69	c. 9479 926年のブレ ガリナの更新	Lambertus↔SM cf No 56	{ 口 P	地名不明 <sup>1</sup> Halma(Wellin教区内) <sup>2</sup>				
71	953	Tietuinus↔SM	{ 口 口 ↑	Ychippe <sup>1</sup> Ohey <sup>2</sup> Faulx <sup>3</sup>				
72	953	Adelelmus↔SM	{ 口 口 ↑	Ychippe <sup>1</sup> { Faulx <sup>2</sup> Ohey <sup>3</sup>				
74	953	Warnerus↔Werinfridus(Ab) (Köln大司教による確認)	{ 口 口 ↑	Bodeux <sup>1</sup> Nohas <sup>2</sup>				
75	956	Robertus↔SM	{ 口 口 ↑	Strée <sup>1</sup> Tinlot <sup>2</sup> Grimde <sup>3</sup>				
76	958-9	Theotgerus↔SM	口 P	Atrin	①	②		
77	959	Rambertus↔SM	{ 口 P	地名不明(Somme河畔) <sup>1</sup> 地名不明 <sup>2</sup>				
80	965	Harduicus↔SM	{ 口 P	地名不明 <sup>1</sup> Fraiture <sup>2</sup>				
82	966	Waltherus→SM	口	"ad Demekema et Cominam"				
83	968	Norbertus↔SM	{ 口 口 P	Bodange <sup>1</sup> Mersch <sup>2</sup>				
84	975	Otto 2世(皇帝)→SM	口	Tourinne	③	②		
88	991	Ernulfus→SM	口	Cröv				





N B	人についての記述	マンスについての記述
教会あり, 水車, ビール醸造場, 森林, 採草地,	fam.8 名列挙 fam.16 名列挙	m : 2 m : 3 m : 4
森林, 採草地 -----	fam. 14 名列挙	m : 6
水車, 森林 -----	fam. 25 名列挙 fam.50.(46名記載)	m : 6 m : 12
教会, 水車 -----		m : 1 m : 1
		m : 1½
森林, 耕地 -----		mi : 2 mi : 2
耕地(荒廃), 教会, 耕地 -----	fam.	
		m : 4
教会あり -----		m : 6
		m : 9
sedilia. 20ボニエは留保 -----	fam.7 名列挙	
		m : 2
		m : 4
耕地 -----	fam.9 名列挙	m : 1
		m : 4
植林地, ビール醸造場 *居住者記載		m : 1*
	[manc.]	
耕地, 葡萄畑 -----		